

【 資 料 】

1 審議会の概要

(1) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会 審議経過（平成23(2011)年度）

回数	開催日	主な内容
第1回	平成23(2011)年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23(2011)年度審議会の開催スケジュール（案） ・小学生啓発作品の募集について（案） ・調布市廃棄物減量及び再利用促進員大会（案） ・調布市の平成22(2010)年度ごみ量実績について ・次期基本計画の課題整理について
第2回	平成23(2011)年 7月4日 「調布市廃棄物減量及び 再利用促進員大会」	<ul style="list-style-type: none"> ・促進員についての説明 ・審議会についての説明 ・促進員活動報告及び質疑応答
第3回	平成23(2011)年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・促進員大会（第2回審議会）振り返り ・シンポジウムについて ・次期基本計画について
第4回	平成23(2011)年 10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「わたしにもできるごみ減量」フォーラムについて ・次期基本計画について
第5回	平成23(2011)年 11月3日 「わたしにもできるごみ 減量フォーラム」	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生ポスター作品展入賞者表彰式 ・ごみクイズ大会 ・意見交換会 ・フォーラムのまとめ
第6回	平成23(2011)年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・「わたしにもできるごみ減量フォーラム」振り返り ・ごみ基本計画について
第7回	平成24(2012)年 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画の検討状況について ・平成24(2012)年度審議会スケジュールについて ・平成24(2012)年度一般廃棄物処理実施計画（案）につい て

(2) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会 審議経過（平成24(2012)年度）

回数	開催日	主な内容
第1回	平成24(2012)年 4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24(2012)年度審議会検討事項について ・調布市ごみ量及び次期基本計画における対象廃棄物について ・次期基本計画における基本的考え方, 基本方針について
第2回	平成24(2012)年 5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24(2012)年度ごみ減量啓発作品募集について ・次期基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ア 次期基本計画における基本的考え方, 基本方針について（2回目） イ 「発生・排出抑制計画」, 「資源化計画」について
第3回	平成24(2012)年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●「次期一般廃棄物処理基本計画における施策の方向性について」諮問 ・次期基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ア 「発生・排出抑制計画」, 「資源化計画」について（2回目） イ 「収集運搬計画」, 「中間処理計画」, 「最終処分計画」について
第4回	平成24(2012)年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ア 「収集運搬計画」, 「中間処理計画」, 「最終処分計画」について（2回目） イ 「啓発・推進計画」, 「その他重要な計画」, 「し尿処理計画」について ウ 基本方針と目標について
第5回	平成24(2012)年 10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ア 「啓発・推進計画」, 「その他重要な計画」, 「し尿処理計画」について（2回目） イ 「基本計画の名称」, 「基本的考え方」, 「基本方針」, 「キャッチフレーズ」について ウ 数値目標について エ 答申（案）について
第6回	平成24(2012)年 12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画について 答申（案）について
答申	平成24(2012)年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●「次期一般廃棄物処理基本計画における施策の方向性について」答申

(3) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会 委員名簿

	氏 名	備 考
会長	えじり きょうこ 江尻 京子	学識経験者 (東京・多摩リサイクル市民連邦 事務局長)
副会長	さとう けいいち 佐藤 敬一	学識経験者 (東京農工大学農学部環境資源科学科准教授)
委員	さいき みき 佐伯 美樹	市民
委員	くろせ やすこ 黒瀬 泰子	市民 ※平成24(2012)年度第2回審議会まで
委員	まとう なおや 間藤 直哉	市民 ※平成24(2012)年度第3回審議会から
委員	いわほり とし 岩堀 とし	市民 (調布市廃棄物減量及び再利用促進員)
委員	にしかた はじめ 西片 甫	市民 (調布市廃棄物減量及び再利用促進員)
委員	といだ ひろし 戸井田 宏	市内で事業を営む者(調布市商工会) (有限会社戸井田金物店代表取締役)
委員	ほそだ まこと 細田 眞	市内で事業を営む者(調布市商工会) (株式会社榮太樓總本舗代表取締役社長)
委員	くさかり まさゆき 草苅 正行	市内で事業を営む者(廃棄物収集業者) (有限会社調布清掃)
委員	きん かんしゅん 金 漢 竣	市内で事業を営む者(調布エコ・オフィス) (アメリカンファミリー生命保険会社)
委員	おかもと のぶしげ 岡本 伸重	市内のリサイクル推進団体が推薦する者 (福祉作業所びいす)
委員	すずき かすのり 鈴木 一徳	市内のリサイクル推進団体が推薦する者 (株式会社小池商店)
委員	つがね ひろこ 津金 浩子	市内のリサイクル推進団体が推薦する者 (調布市消費者団体連合会)
委員	ながおか ひろゆき 長岡 博之	市職員 (調布市環境部長)

敬称略

2 ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移を表1，図1に示します。

表1 ごみ排出量の推移

区分	実績								
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人口 (人)	207,902	210,638	212,823	213,613	215,750	218,471	220,875	221,441	222,187
ごみ総排出量 (t)	72,065	69,158	71,445	71,756	68,060	64,145	61,686	60,166	60,067
家庭系ごみ (t)	63,556	60,036	61,430	61,376	59,419	58,112	57,117	55,857	55,666
家庭系可燃ごみ (t)	35,075	28,532	28,767	28,320	27,299	27,347	27,050	26,511	26,418
不燃・有害・粗大ごみ (t)	8,994	4,884	5,252	5,517	5,176	5,133	5,156	5,331	5,601
資源物 (t)	19,487	26,620	27,411	27,539	26,944	25,632	24,912	24,014	23,646
事業系可燃ごみ (t)	8,509	9,122	10,015	10,380	8,641	6,033	4,569	4,309	4,401

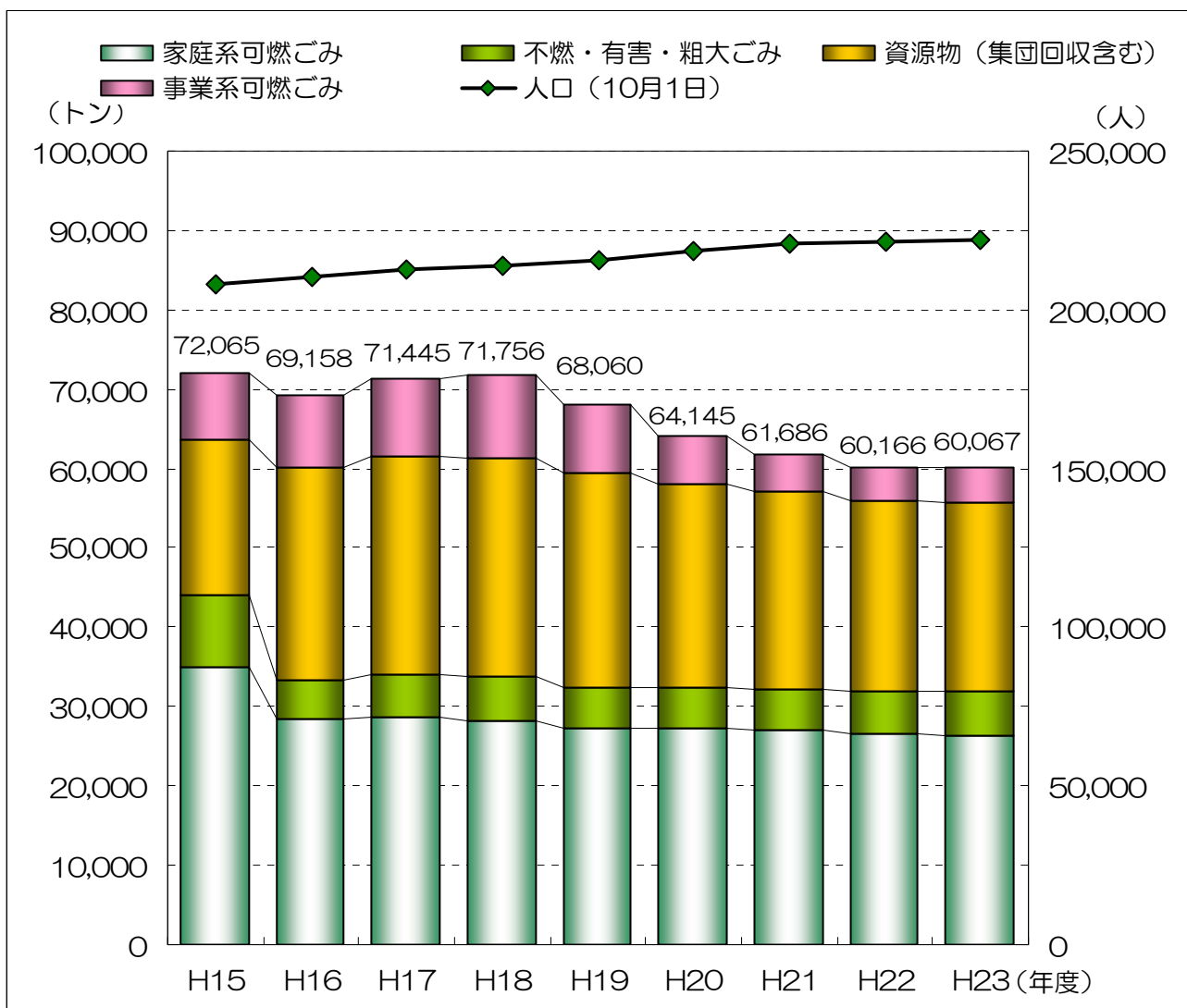


図1 ごみ排出量の推移

3 用語の解説

	用語	解説
あ 行	一般廃棄物	一般廃棄物とは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものである。一般家庭から排出される家庭ごみのほか、事業所等から排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系ごみとして含まれる。
	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法第6条により、市町村に作成を義務付けられた、当該市町村内の一般廃棄物の処理に関する計画。
	ごみ処理基本計画策定指針	平成20(2008)年6月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課より示された、一般廃棄物処理基本計画の策定に関する留意事項を取りまとめた指針。
か 行	環境負荷	環境に与えるマイナスの影響を指す。
	クリーンプラザ ふじみ	ふじみ衛生組合に設立された調布市及び三鷹市共同による焼却処理施設名称。平成25(2013)年4月から本稼働となる。愛称は「三調(さんちょう)めのエントツくん」。
	広域支援	多摩地域における可燃ごみ処理施設又は不燃・粗大ごみ処理施設に、ごみ処理支援協力の必要な事態が発生した場合、その対応として広域な処理を実施すること。
さ 行	最終処分	中間処理したものを最終的に処分することをいう。大部分は埋立により行われている。
	自区内処理	一般廃棄物は市町村に処理責任があり、自分の区域(市町村等)で排出したごみを区域内で処理すること。
	集団回収	子ども会や自治会など市民団体が、古紙類、鉄類、びん類等を集めて、資源物回収業者に引渡す自主的な資源物回収のこと。調布市では、回収した資源物の引渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付している。
	処理困難物	市町村が処理する一般廃棄物のうち、適正な処理が困難となっているもの。
	浄化槽	し尿と併せて雑排水(生活系の汚水)を処理するものである。浄化槽には合併処理浄化槽と単独処理浄化槽がある。合併処理浄化槽は、トイレの排水、台所の排水、お風呂の排水等の生活雑排水を浄化し、排水溝に流す仕組みのことであり、単独処理浄化槽は、生活雑排水のうち、トイレの排水のみを浄化する仕組みのことである。単独処理浄化槽の設置は、浄化槽法の改正により平成13(2001)年4月より禁止されている。
	浄化槽汚泥	浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称である。
	せん定枝	公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそらえられた枝の切りくずのこと。

た 行	中間処理	最終処分（埋立て等）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理のこと。
	調布市廃棄物減量及び再利用促進員	「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、各地域からの推薦により一般廃棄物の減量及び再利用の促進のため、市民と市とのパイプ役として各団体からの推薦により委嘱している。
	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき設置され、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、及び市長に建議することができる。
	戸別収集	各家庭を一軒ずつ回ってごみを回収する収集方法。調布市では、戸建住宅では、敷地内の道路に面した場所で、集合住宅では、集合住宅専用の保管場所でごみを収集する。
は 行	廃棄物	<p>廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。</p> <p>一般廃棄物とは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものである。一般家庭から排出される家庭ごみのほか、事業所等から排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系ごみとして含まれる。</p> <p>産業廃棄物とは、廃棄物処理法に定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物を指す。排出事業者が処理責任を有する。</p>
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（廃棄物処理法）	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている法律。
	パブリック・コメント	市が定めようとする政策等の案（条例や各種の計画、制度等の案）について、市民から意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見や市の考え方などを公表する一連の手続。

登録番号

(刊行物番号)

2012-248

調布市一般廃棄物処理基本計画

平成25年3月発行

発行 調布市環境部ごみ対策課

〒182-0024 調布市布田4丁目20番地2

調布シティビル2階

TEL 042-481-7812